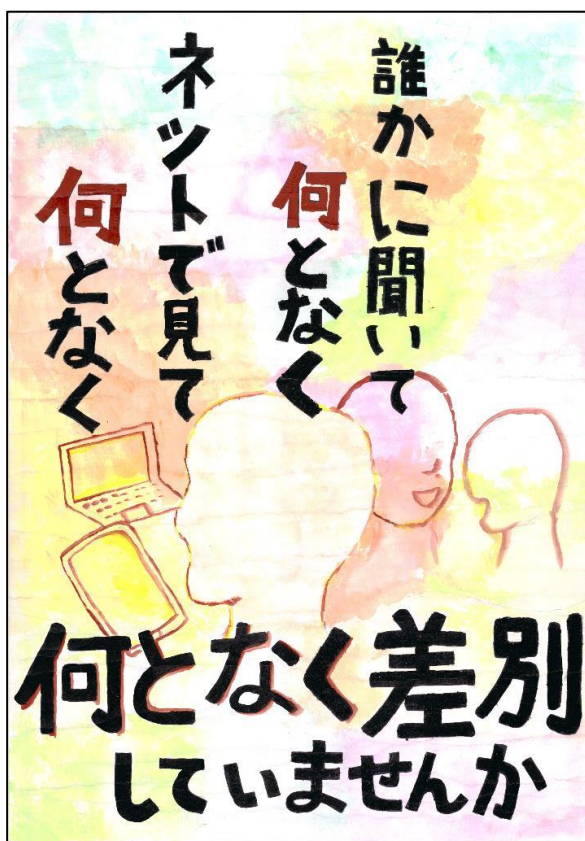


一人ひとりの人権が尊重される津市をめざして



2023（令和5）年度
津市人権施策事務事業
進捗状況評価書



津市人権施策審議会

目 次

1	2023（令和5）年度の人権に関する施策の取組状況について	1
2	総合的な評価・提言	5
3	施策別の評価・提言	6
○	用語解説	18
○	津市人権施策審議会委員名簿	21

1 2023（令和5）年度の人権に関する施策の取組状況について

人権が尊重される津市の実現に向けて津市人権施策基本方針に基づき、2023（令和5）年度に実施した主な施策の取組状況は、以下のとおりであった。

(1) 基本施策

《人権啓発の推進》

市内各地域において講演会や講座、研修などを開催し、人権や男女共同参画の啓発を行った。地域の人権に関わる団体と協働して講座や講演会、フェスティバル等を開催した。企業啓発や街頭啓発を行うとともに、人権ポスターや、人権標語の入選作品を活用して作成した人権啓発用のポスターやカレンダーを自治会掲示板や公共施設に掲出することで日常生活の中で人権を考える機会を設け、人権意識の高揚を図った。職員研修においては、全職員を対象とした動画視聴による研修だけでなく、三重県人権大学講座への職員の派遣や階層別研修におけるグループワークやワークショップの実施など、主体的に学べる研修を行った。

《人権教育の推進》

中学生意見交換では、各地域で地区学習会に参加する中学生同士が、反差別の仲間として関係を深めるための交流を行った。幼稚園・保育所における保育事業では、子どもの人権を守り、一人ひとりに寄り添った保育を行うため、人権文化クリエイター^{※1}や幼児教育アドバイザーによる教職員研修を行った。人権学習推進事業では各学校において、地域でさまざまな人権課題の解決や人権が大切にされるまちづくりに取り組んでいる人達から生き方を学ぶ出会い学習を行った。地域学習会事業では教育集会所等において、子どもたちを対象に差別を許さない仲間づくりを進めた。人権教育推進に係る事業では、中学校区ごとに人権フォーラムを開催し、小中学校及び義務教育学校の児童生徒がいじめや仲間づくりなどをテーマに発表や意見交流を行った。地域住民を対象とした人権学習会や人権教育講演会を開催した。

《相談・支援体制の充実》

青少年の悩み事相談、外国人住民の生活相談、女性相談、保育士や家庭児童相談員による育児相談、勤労者のメンタルヘルス相談等において、関係機関と連携し、相談や助言を行ったり、ホームページや広報紙において国や県の相談窓口に関する情報提供を行ったりするなど相談支援体制の充実を図った。母子父子寡婦家庭への就労支援や生活支援を行った。行政、学校、警察、民生委員、児童養護施設、NPO等で構成する児童虐待防止ネットワーク会議において、要支援家庭に関する情報の共有及び支援内容の協議を行うとともに、同ネットワークを活用して定期的に児童の安全確認を行う取組を開始した。県や団体等が実施する担当者スキルアップ講座等へ職員を派遣し、適切な相談対応ができるよう職員個々のスキルアップを図った。

《ユニバーサルデザイン※²（以下「UD」という。）のまちづくりの推進》

三重短期大学や市内の学校、地域のイベント等で出前講座を実施しUDの普及啓発に努めた。誰もが安心して暮らすことができるよう学校、公共施設、公園、道路等においてUDに配慮した整備を行った。国の定める基本方針に基づき事業者が実施する鉄道駅のバリアフリー化に対して支援し、令和3年度から実施していた近鉄南が丘駅のバリアフリー設備整備工事が完了した。市ホームページや広報紙において誰もがしやすい表記や運用を行った。津シティマラソン大会では、未就学児及び伴走者の参加費を無料にした。全ての人に防災情報の伝達ができるよう、防災情報メールやファクス、緊急告知ラジオなどさまざまな情報手段を整備した。

《市民活動の組織などとの連携の推進》

地域で人権学習や啓発活動など人権に関する取組を行っている人権団体や社会教育関係団体等の活動を支援するとともに、連携してさまざまな人権課題をテーマとした講座や研修を開催し、人権啓発を行った。

(2) 分野別施策

《同和問題》

地域住民の交流や活動の拠点となる隣保館、児童館及び教育集会所において、相談事業や教養文化事業、地域交流事業、広報・啓発事業、学習会など、地域住民の生活課題に応じた各種事業を実施した。地域における人権啓発を推進するため、人権・同和問題の解決のために活動している団体に対して補助金を交付して活動を支援するとともに、連携して人権講演会や人権フェスティバル等を開催した。各地域で学習会に参加している中学生の交流会を開催し、取組の発表や意見交換等を行った。同和問題の解決や部落差別解消推進法※³の周知・理解を図るため、同和問題をテーマとした市民人権講座や職員研修を開催するとともに、街頭啓発等さまざまな啓発活動を行った。

《子どもの人権》

親子のふれあいの充実や保護者同士の関係づくりのために、子育て広場を定期的に開催した。学級支援サポーター※⁴やスクールカウンセラー※⁵を配置するなど相談支援体制を整え、児童生徒や保護者に対して相談や支援を行うと共に、教職員に対して助言を行った。令和5年度より、スクールソーシャルワーカー※⁶を3名増員し、より専門的で多岐にわたる子どもや保護者への支援が受けられる体制を整備した。地域子育て支援として、父親の育児参画を勧めるイベントを開催したほか、家庭教育支援として、PTA連合会と連携して子育て講座を実施した。子どもの貧困対策に関する体制整備を行い、新中学1年生の新入学準備金を増額した。

《女性の人権》

一時預かり事業や休日保育事業、病児・病後児保育事業により、さまざまな理由で家庭保育が困難な家庭の保育ニーズの多様化に対応した。三重短期大学や人事課において、セクシュアル・ハラスメント防止のための窓口を設置し相談しやすい環境を整備するとともに、職員の階層別ハラスメント研修を行った。女性の人権や男女共同参画への理解を深めるため、情報紙の発行、フォーラムや職員研修の開催、企業啓発等を実施した。弁護士相談のこれまでのやり方を見直し、離婚やセクハラなど男女の問題に関する相談を優先として相談事業を実施した。津市出産・子育て応援事業を開始し、妊娠届出時、妊娠8か月、出産後から赤ちゃん訪問までの3回について伴走型相談支援を行った。

《障がい者の人権》

障がい者理解の教育推進事業として、障がい者をゲストティーチャーに迎えて交流したり、特別支援学校との共同学習を行ったりすることで、相互理解を図った。障害福祉サービスや地域生活支援事業、意思疎通支援事業等により、障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう必要となるサービスを提供した。障がい者相談支援センターや障がい者虐待防止センターと連携して相談支援体制の充実を図り、障がい者やその家族のさまざまな相談に対応するとともに、虐待や差別の防止等に取り組んだ。保健師等が心身の健康問題により支援が必要な家庭を訪問し、相談や指導を行った。障害者差別解消法^{*7}の周知や理解を図るため職員研修を実施した。

《高齢者の人権》

高齢者の生きがいづくり、人と人とのつながりづくり等のため、シルバー人材センター運営事業における高齢者への就業機会の提供、寿大学など高齢者を対象とした各種公民館講座や高齢者でも参加できるスポーツ教室の開催、コミュニティバスや民間路線バスを活用した外出支援等に取り組んだ。配食サービス事業では、調理困難な高齢者等に食事を届けるとともに、安否確認を行い高齢者等の在宅における健康で安心な生活を支援した。市内10カ所の地域包括支援センターで、高齢者の能力に応じた自立生活が、住み慣れた住まいや地域で維持できるよう介護予防・地域ケアを推進した。保健師等による心身の健康問題により支援が必要な家庭への訪問や、保健センター及び電話での健康相談や栄養相談等を行った。

《外国人の人権》

外国人住民からの相談に対して、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語^{*8}通訳担当員の配置及びタブレット端末による多言語遠隔通訳サービスの活用により相談支援体制の充実に努めた。外国人が安心して地域で生活ができるように多言語に対応したごみ収集日程表の作成、ホームページの整備、ごみ分別アプリや防災情報メールの活用等を行った。日本人と外国人が文化や習慣の違いを理解し、お互いの人権を尊重

し合うことを目的とした国際理解教育を推進するとともに、多文化共生のイベントを地域の国際交流団体等と協働して開催した。街頭啓発や企業啓発、人権講演会においてチラシを配布し、ヘイトスピーチ解消法^{※9}の周知・啓発を行った。

《さまざまな人権課題・その他の人権》

令和4年4月1日に津市犯罪被害者等支援条例が施行されたことを受け、犯罪被害者に対する理解を深めるための関係者会議を開催するとともに、広報紙やポスター等により啓発を行った。市民の正しい認識と理解を深めるため、「性的指向^{※10}・性自認^{※11}」や「インターネットと人権」、「災害と人権」等をテーマに市民人権講座を開催した。生活困窮者自立支援事業において、相談者の置かれた状況に応じて自立の促進や支援を図った。

2 総合的な評価・提言

年度	かなり進んだ	進んだ	ある程度 進んだ	あまり進まな かった	進まなかった
令和元年度	A	B	Ⓒ	D	E
令和2年度	A	B	C	Ⓓ	E
令和3年度	A	B	Ⓒ	D	E
令和4年度	A	B	Ⓒ	D	E
令和5年度	A	B	Ⓒ	D	E

津市では、「人権が尊重される津市をつくる条例」や「津市人権施策基本方針」に基づき人権が尊重される明るく住みよい社会の実現をめざして、さまざまな人権施策が推進されている。関係機関や団体、地域等と連携しながら長年に渡り取り組まれてきた事業は、地域ごとに特色があり評価できる。また、事務事業進捗状況報告書からは、人権を意識して各施策に取り組んでいることが読み取れる事業が多く見られた。しかし、継続事業の中には、人権の視点からはまだまだ不十分な事業も散見されることから、総合評価をC（ある程度進んだ）とした。全ての施策において、課題や問題点をしっかりと捉え、次の取組に生かせるよう努められたい。

国においては平成28年に差別を解消することを目的とした新たな法律として、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法がそれぞれ施行された。また、三重県においては令和4年度に「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」が施行されるなど法や条例の整備が進んだが、依然としてインターネット上での差別的な書き込みが後を絶たず、三重県においては、令和5年度に不動産売買において不当な差別を行った教育公務員に対して知事が説示を行うなど、差別の解消には至っていない。

このような中、令和5年10月に津市人権施策基本方針が改訂されたことは評価されるべきことである。この新たな基本方針を基に、市職員における人権意識の向上を図り、全庁を挙げてこれまで以上に積極的な人権施策の推進に取り組まれたい。

3 施策別の評価・提言

■施策の体系：基本施策 ■施策分類：人権啓発の推進
■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・地域人権啓発事業…新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に移行されたことにより、講演会などのイベントが工夫しながら以前の形を取り戻しつつある。中には4年ぶりに開催されたイベントもあった。長年にわたって地域で開催してきた人権啓発イベントは、地域毎に特色があり、地域の人が主体的に関わる場として継続されることに意義がある。住民や子どもたちが自主的に取り組めるように工夫しているところもあり評価できる。人権ポスターや標語などの表彰と講演を合わせている行事では講演会への市民参加を課題としているところが多いのでさらなる工夫を望む。
- ・地域人権学習会…各地域で開催される人権学習会は、地域の実状や課題を踏まえた取組がなされていることは評価できるが、一部に人権啓発とつながりの薄いものも見られる。人権意識の向上に繋がるような内容や取組を検討されたい。
- ・職員人権研修事業…DVD視聴での研修により職員の参加が増えたことは評価に値するが、一人での視聴は学びが深まらないという課題があるので工夫されたい。個々の職員の人権感覚を醸成し、行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むことができるよう研修内容の充実を図り、今後も職場における参加しやすい環境を整えることが必要である。
- ・児童虐待防止に関する啓発…11月の児童虐待防止推進月間に合わせて啓発活動を実施したことは評価できるが、当該月間以外でも積極的な啓発に取り組まれない。日常生活はコロナ禍以前に戻りつつあるが、社会的、経済的不安は依然として続いており、虐待もDVも増えている。隠れた虐待の発見と未然防止のために地域が果たすべき役割は大きい。何が虐待か、しつけとの違いは何かという認識を広げていく必要がある。子どもを取り巻く家庭や地域に目配りがされ、虐待の早期発見と未然防止につながるような人権啓発の在り方を考えてもらいたい。関係各課の連携と孤立しやすい保護者の立場に立った取組を望む。
- ・企業啓発事業…令和5年度は予定していた市内30事業所を訪問し、直に人権尊重の啓発ができたことは評価できる。事前のアンケートではハラスメント等の相談に対し、適切に対応する体制を整備していると回答した企業が多かったが、人権問題を身近な問題として社員一人ひとりに考えてもらえるよう意識向上に向けた取組の継続を望む。
- ・市民人権講座等の開催・人権週間啓発事業・広報紙での人権啓発・男女共同参画事業…コロナ禍で始まったオンラインの活用、平日の夜間開催等の工夫によって、参加者を広げることができた事業があったことは評価できる。今後も多くの人が日々の生活の中で人権について考える機会が持てるような啓発活動の継続を期待したい。

まとめ

新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類になり、多くの事業が工夫しながら開催されたが、改めて地域で継続して行われている事業に関係者の熱意を感じる。各事業が基本方針に立ち返り、課題・問題点を明確にすることは今後の事業の進展につながる。すべての事業が集客と内容の両方にこだわった取組を継続する必要がある。

2 今後の取組についての提言

目まぐるしく社会が変化するなかで、社会的な不安が及ぼす影響は大きい。コロナ禍を契機として潜在化している差別意識が明るみに出て、人権侵害が誰の身にも起こり得る身近な問題となってきた。集団心理の怖さ、社会的弱者へのしわ寄せを実感している人も多いように思う。人権侵害を未然に防ぐために、あらゆる分野での啓発を工夫して継続する必要がある。

人権に対する意識は一人一人が身近な問題、自分の意識の問題として捉えない限り社会は変化しないため、そのことを意識した啓発事業を行わなければならない。地域の実情に合わせた取組や講演会、研修会等は継続して行うことに意義がある。

津市においても、地域との関係を持たない人や外国籍の人が増えていることから、受け取る側に立った情報発信となるよう工夫しなければならない。社会のニーズを分析して、住民の意見を尊重しつつ、講演会等への参加者の増加に向けて開催方法等を工夫しながら、目的によって常に効果的な広報の手段や方法を検討してもらいたい。

■施策の体系：基本施策 ■施策分類：人権教育の推進

■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・中学生意見交換…他地域の生徒と交流し、自分自身の考えを深めることは大変有意義である。しかし、中学生意見交換の事業概要の中でのボンズオブフレンドシップ交流会との位置付けが明らかになっていないため、整理されたい。
- ・幼稚園、保育所における保育事業…他者との関わりが不可欠な時期だからこそ、各園での「津市架け橋期カリキュラム」の充実を図ると共に、連続した子どもの育ちを中学校区の人権教育カリキュラムに反映していただきたい。また、「子どもの人権を守るためのチェックシート」については、教職員のきめ細やかな人権意識が必要であると考え、研修の充実と教師間の日々の意思疎通を今後も充実されたい。
- ・地域力創造セミナーの開催…地域性や受講者のニーズも異なるであろうが、今後も地域住民の人権意識の向上を図れるよう工夫した取組をお願いしたい。
- ・人権学習推進事業…さまざまな生き方との出会い学習は、子どもたちにとって価値があることだと評価する。今後も子どもの実態把握から出発した取組を実施するためにも、教師自身が社会の中にある同和問題をはじめとするさまざまな人権問題、とりわけ構造的で気づきにくい人権問題について意識を向けていただきたい。
- ・人権教育推進に係る事業…各中学校区の人権フォーラムで見える子どもたちの姿は、9年間ないし12年間の連続した取組から生まれてくるものである。全教職員で成果や課題を共有するとともに、フォーラムの源である各教室での取組を充実されたい。
- ・人権教育ステップ・アップ事業…子どもたちにとって人権感覚あふれる園・学校にするためには、管理職や人権教育担当者のリーダーシップのもと、一人ひとりの教職員の人権意識を高める研修の充実を今後も図られたい。
- ・人権学習会事業…地域に根差した取組の継続支援は、今後も重要なことであると評価する。今後の一層の深まりと広がり期待したい。
- ・人権教育講演会事業…地域住民にさまざまな社会問題を意図的に自分ごととして考えてもらえるような工夫を今後もしていただきたい。
- ・青少年友の会支援事業…地域の高校生や青年をつなぎ、更なる次世代である中学生に自分たちの学びや思いを伝えていく活動は、大変有意義である。また、教職員・地域・行政の若い世代の学びの場でもある次世代研修会において、今後もより多くの人材育成がなされるよう工夫されたい。
- ・地域学習会事業…各館・教育集会所等で実施されている地域学習は、「仲間と共に差別を許さないつながり」として各地域でなされ、令和5年度の取組状況から充実した取組がなされていると評価できる。今後も学校・各館等との連携を密にし、地域で子どもたちの人権意識を育てられたい。
- ・人権教育推進プロジェクト事業…全中学校区で人権カリキュラムを基に授業公開を実施し、子どもの具体的な姿から教師が学びあえたことは、貴重なことである。今後も互いの豊かな実践を出し合えるよう期待したい。
- ・地域交流事業…子どもの居場所づくりは、地域の大人の理解・支援が不可欠である。子どもの居場所づくりを通して、更なる地域づくりにつなげられたい。

まとめ

目まぐるしく社会が変化し、働き方改革等が進められている中でも、さまざまな学びの機会を工夫することは重要なことであると考え、更なる「人権感覚あふれる学校づくり」「人権が尊重される地域づくり」につながるよう推進していただきたい。

2 今後の取組についての提言

社会的・教育的に不利な環境のもとに置かれている子どもたちと共に豊かな人権教育を創造していくには、何よりも人材育成が重要であると考え、本年2月29日に「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、教育公務員に「自らの行為の不当性を十分認識するとともに、部落差別に関する正しい知識と認識を深めるよう」と知事から説示がなされた。このことを決して当該教育公務員の問題だけにするのではなく、今なお、同和問題は現存することをしっかりと受け止め、私たち自身を問う問題として、研修の充実、人権教育の推進を図られたい。

■施策の体系：基本施策 ■施策分類：相談・支援体制の充実

■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・**青少年の悩み事相談**…子どもの問題行動に悩む保護者や悩みを抱える青少年に対し、津市青少年センター、学校、教育研究所、教育支援センター等で相談活動を行い、関係機関と連携し適切な支援を行ったことは評価できる。また、令和5年度に津市配置のスクールソーシャルワーカーが3名増員され5名となり、学校やスクールカウンセラー、関係機関と連携し、より専門的で多岐にわたる子ども・保護者への支援が可能となる体制を作り、さまざまな視点での支援・指導の充実に繋がるよう努めたことは評価できる。
- ・**外国人住民の生活相談**…ポルトガル語、スペイン語、タガログ語の通訳担当員を配置しており、令和5年度は約6,630件の外国人住民からの窓口相談に対応している。また、タブレット端末を利用した多言語遠隔通訳サービスについても15言語の対応が可能であり、利用は年々増加している。こうした外国人住民への母国語での窓口対応をスムーズに行ったことは評価できる。
- ・**保育所等における育児相談**…日本では保育指針等の改定により、多くの園でますます「子ども主体の質の高い保育」を重視するようになってきた。また、ICTを活用したドキュメンテーション（写真等を用いた保育記録）が注目されており、保護者に園での様子をわかりやすく伝えるために、ドキュメンテーションを使って、発信していくことを推進している。さらに、今後の事業予定で、今以上に、子ども家庭センターとの連携を深め、気になる子どもの情報を共有していくために、定期的な情報共有の場を設けていくとしており、今後に期待する。
- ・**母子父子寡婦福祉事業**…現在の生活状況等について聞き取り、母子・父子自立支援プログラム等の就労支援や児童扶養手当給付事業等の生活支援を実施したことは評価できる。しかし、令和4年度・5年度の課題・問題点として、一人親家庭は、就労のため開庁時間中に来庁することが困難な人が多いため、児童扶養手当の現況届受付は、休日窓口を1日開設、または日数増を検討するとあることから、次年度の実現に期待する。
- ・**差別事象への対応**…事象報告のあった学校に対しては、「仲間づくりの課題」「人権学習の課題」「教職員の意識の課題」「家庭・地域の課題」の4つの視点で課題を整理し、その課題を学校や中学校区で共有し、課題解決に向けて取組が進められるよう指導助言をしていくとあり、差別的な発言は、人の心を傷つけるだけでなく、時には人の命をも奪うことになるという危機感をもって取組を進めようとしている点は評価できる。
- ・**相談事業の充実**…市民を対象とした夫婦・親子の関係、生き方などのさまざまな問題について、女性カウンセラーによる無料相談の時間が、13時から18時までになっている。しかし、働く女性が多くなっている今、新規相談希望者の中には男性職員には相談しづらい悩みを抱えており、相談時間を延長すれば利用したい女性がいる可能性があるため、女性カウンセラーの相談時間を男性と同じように19時までとするべきである。

まとめ

複雑で多様化した相談・支援内容に対して、ほとんどの事業において関係機関と連携・協力を図り、さまざまな工夫がなされていることは評価できるが、事業の取組状況を振り返り、課題・問題点をしっかりと捉え、次の取組に活かせるよう相談支援体制の更なる充実を望む。

2 今後の取組についての提言

人権にかかわる相談は、複数の要因が複雑に絡み合っているものも少なくない。相談者の立場に立ったきめ細やかな対応が求められる。そのため、人権相談の実施者は、研修を重ね、専門性の確立を図るためにより一層のスキルアップが必要である。人権は市民にとって保障されるべき生活の基盤である。ライフステージに応じた途切れのない相談・支援体制の強化を図り、必要なときに、誰でも安心して相談できる環境作りに努められたい。

■施策の体系：基本施策 ■施策分類：ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・ユニバーサルデザインまちづくり事業…香良洲地域だけでなく、他の地域でも出前講座を開催したことは評価できる。今後は津市ユニバーサルデザイン連絡協議会と連携し他団体と協力しながら市内全域へUD啓発を推進していただきたい。
- ・学校施設維持補修事業（長寿命化改修事業）…毎年計画的に学校施設のUD化を進めていただいている。今後も整備を進めていただきたい。
- ・各公園施設整備事業…三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例及び津市都市公園条例の規定に基づき、誰もが利用しやすい公園になるように既施設の更新をし、また開発行為に伴い新設される公園については、今後も指導していただきたい。
- ・通学路整備事業・道路環境整備事業…道路整備は交通事故防止にもつながるので、今後も地域からの要望を聞きつつ道路パトロールを行い、カラー舗装、側溝整備、蓋設置等、整備を進めていただきたい。
- ・津なぎさまち管理運営事業…ウッドデッキ・フットライトの修繕は評価できる。三重県所管の突提付近フェンス下の舗装の修繕を引き続き三重県に要請していただきたい。
- ・交通施設等のバリアフリー化…数年来要望していた近鉄南が丘駅のバリアフリー整備工事が完了し、エレベーター設置・多機能トイレの整備はできた。しかし、エレベーターの呼び出しボタンは、健常者用のものではなく、障がい者のための国際シンボルマーク※12のものしかない。ベビーカー利用者、幼児を連れた妊婦、松葉杖使用者、高齢者等さまざまな人が利用しやすいような配慮が必要である。
- ・ホームページ整備運用事業…複数の言語での情報提供、音声案内、文字の大きさ、背景色など障がい者・高齢者・外国人にも配慮し誰もが見やすくなっているが、津市には在住しているベトナム人も多いので、多言語にベトナム語を追加していただきたい。
- ・意思疎通支援事業…手話通訳の依頼件数は今後も増加すると思われるので、事業を安定的に継続していくために、手話通訳の登録者を増やしていただきたい。資格はあるが、登録していない人や、活動停止となっている人に登録を促すよう検討されたい。
- ・声の広報、点字広報発行事業及び点字シール貼付事業…視覚障がい者の社会参加と自立促進の為の情報保障なので、利用者は横ばいですが、さまざまな周知活動を今後も継続していただきたい。
- ・スポーツ・レクリエーション事業…津シティマラソンの未就学児や伴走者の参加費を無料にしたことや思いやり駐車場の案内は評価できる。今後も募集要項に記載し周知いただきたい。
- ・ユニバーサルデザイン推進事業…小・中・高校への学校出前講座（延べ受講者778人）をはじめ、公民館や市内のイベント会場で一般市民への啓発、市の新規採用職員や2年目職員のUD研修のほか、南郊地区人権フェスティバルと連携しUD発表会が開催されたのは評価できる。今後も学校だけでなく、市民にも啓発していただきたい。
- ・避難行動要支援者に対する個別計画の作成促進…支援希望者が579名みえるので、早急に自治会、自主防災会と相談し、計画書の作成ができるように行政は支援を行っていただきたい。

まとめ

さまざまな事業で着実にUD化は進んでいる。今後も必要な予算を確保し、UDのまちづくりを進めていただきたい。近鉄南が丘駅のUD化事業のように、津市が補助金を出すような事業については、UDの観点で工事が進められているかどうか、確認を徹底するよう努められたい。

2 今後の取組についての提言

海浜公園内陸上競技場や南郊公民館及び津市消防団施設など新施設の建設の際には、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づいた整備をすすめていただきたい。また、社会教育施設、社会福祉施設等の修繕など既存施設の更新の際には誰もが利用しやすい施設となるようUD化が必要である。ハード面だけでなく、一人ひとりが、お互いの人権を尊重し、多様性を認めるUDのまちづくりの基本となる人権尊重意識の高揚に向けて、事業者や地域住民にUDの考え方を普及啓発していただきたい。

1 取組の評価

- ・人権啓発団体の育成…一志町反差別人権ネットワークの人権啓発活動の一つに「びりーぶ」活動があるが、誕生の経緯や歌に込められた思いやエピソード等、発足当時に立ち返った活動は、活動意義の再確認となり、有意義であると考えられる。
- ・ユニバーサルデザインまちづくり事業…ユニバーサルデザインに配慮した設備や建物についての認識は広がっていると思われるが、利用者目線での設置や運営がなされているかどうか常時点検することが必要である。利用者の思いを共有できる事業であるか検討されたい。
- ・日本語講座事業…日本語習得や学力保障だけではなく、参加しにくくなった子どもの抱えている課題を参加者で考え合う機会も重要であると考ええる。
- ・子ども会育成者団体への補助事業…子ども会活動において、参加できる子どもに限られる活動ではなく、全ての子どもが参加できるものに変えていくための努力が必要である。子ども自身の発想を取り入れることも検討されたい。
- ・男女共同参画推進団体等への支援…男女共同参画交流会において「防災・減災」をテーマについて研修がなされているが、男女共同参画推進団体等への支援の視点からどのような意義があったのかをわかりやすく表記されたい。
- ・白山市民会館人権フェスティバル事業…各年齢層がそれぞれ発信主体として参加していることは評価できる。ふるまいについては、その過程での交流も期待できると考えるが、性別役割分担の再生産にならないよう検討してもらいたい。

まとめ

新型コロナウイルス感染症の影響で縮小せざるを得なかった事業も再開されるようになった。発足の経緯や活動に込めた思い・目的等は語り継がれる必要があると考えるが、実施方法は必ずしも踏襲しなければならないことはない。新たな取組も検討しながら、意欲的な活動が展開されることを望む。

2 今後の取組についての提言

活動が意欲的に行われるためには、事業の目的に即して、具体的にどのような成果があったのかを実感できることが重要である。ともすれば、事業を行ったこと自体が成果と考えがちであるが、そうではなく、目的に即して、どのような現実を把握し、取組の結果どのような成果があったのかを、活動の主体側と対象側双方の気づきや変化等に視点を当てながら考えていく必要がある。その中で把握した課題の解決に向けて、新たな取組が展開されることで、事業が活性化することに期待する。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：同和問題

■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・人権フィールドワーク事業…現地で実際に学ぶ人権フィールドワークの意義は大きい。今後は、一人でも多くの参加者拡大が望めるような工夫を検討されたい。
- ・差別事象への対応…今後も差別的な書き込みなどについての削除要請等、法務局や県人権センター等と連携し、迅速かつ適切な対応を図られたい。それに加え市民啓発の充実に一層努められたい。
学校における差別事象について、学校や教職員間の温度差があることについては重く受け止め、教職員の人権意識の向上を図られたい。
- ・人権・同和問題補助事業…各地域の人権活動団体が、差別解消に向けたさまざまな取組を推進していることは評価できる。事業を所管する課として、各地域の取組や成果を広く市民に啓発されたい。
- ・隣保館運営事業…部落差別解消に向けて、啓発・相談・地域住民支援の拠点として、さまざまな工夫がなされていることは評価する。しかしながら、大元の事業概要として、「部落差別解消推進法に基づき、相談事業の充実に努める」と記載されているにもかかわらず、隣保館のデイサービス事業の記述が多く見られる。事実として各隣保館ではさまざまな取組を通して住民の相談を聴いてもらっていることを記載していただきたい。また、全ての隣保館が記載されていないのも、デイサービス事業にある意味特化されているからではないか、事業概要の検討及び周知をお願いしたい。
- ・識字学級…識字学級の意味からも、各地域で識字に困難を抱えている人の概数を把握することに努められたい。
- ・部落差別解消推進法関連事業…「部落差別解消推進法」を市民に周知することは重要なことであるが、どんな市民の姿・意識を求めるのかを明確にし、市民への周知がどの程度進んでいるのか検証も含め、啓発活動を一層推進していただきたい。
- ・職員人権研修事業…職員研修の持ち方については年々工夫もされ、さまざまな人権課題についての研修が行われている。全ての職員の人権意識が高まることは、知識を得るだけではなく、日々の業務に生かされてこそ意義があると考え。したがって、研修受講後に職員に実施されるアンケートの記入方法を工夫されたい。

まとめ

さまざまな人権問題が複雑に絡み合う中で、同和問題の解決に向けた施策から人権施策が出発したことを再認識し、関係者が常に原点を忘れず人権施策を推進されることを望む。そのことが、「部落差別解消推進法」の具現化を図る地方自治体としての責務を果たすことにつながると考える。

2 今後の取組についての提言

社会状況が大きく変化し、インターネット等によるさまざまな差別的な書き込みは後を絶たず、ますます誤った情報が拡散されている状況がある。こういった状況を解決するためにも市民の人権意識向上に向けた施策充実に努められたい。2023年6月、被差別部落の地名をインターネットで暴露する行為に対して、東京高裁は「差別されない人格的利益」を認め、憲法13条「幸福追求の権利」と14条1項「法の下での平等」を根拠に「人はだれしも不当な差別を受けない人格的利益を有する」とした。このことを市民一人ひとりが自覚できるような人権施策を全庁を挙げて取り組まれたい。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：子どもの人権
■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・子育て支援事業…子育て広場を定期的開催し、親子のふれあいの充実や保護者同士の関係作り、子育て相談等について、体制を整えて行ったことは評価できる。低年齢から保育所等に通園するために参加者が減少し、0～2歳の親子がほとんどである現状に対して、支援内容の工夫が必要である。保護者が孤立しないように寄り添った支援を行うために、支援者の人材育成と更なる充実を図られたい。継続して関われる職員の体制を整える必要がある。
- ・相談事業…家庭児童相談では内容がますます多岐にわたり、家庭環境や子ども自身の発達課題等が複雑に絡む相談も多いことから、関係機関と連携を図り必要に応じて専門機関に繋げ、虐待の防止に努める必要がある。また、不登校やいじめなどが増え、子ども一人ひとりに対応した支援が必要となってきた。学校現場で直接児童・生徒に関わる学級支援サポーターやスクールカウンセラーの役割が大きいことから、体制の充実を望む。
また、相談者がどのような時にどのような手段で相談したいか等のニーズを把握し、相談しやすい仕組みづくりと周知の仕方について検討を望む。
- ・児童虐待防止等ネットワーク会議…今後も構成機関相互の情報の共有及び連携の強化を行い、虐待の早期発見と防止の観点から相談窓口が充実されることを期待する。日常的に地域の多くの人たちが子どもたちを見守ることができるような体制づくりと、個々の職員のスキルアップに努め、相談機能の強化を望む。
- ・病児・病後児保育事業の充実…まだまだ病児・病後児保育の制度を知らない人が多いので制度の周知に努めていただきたい。特に外国籍の人にもわかりやすい周知と更なる受け入れ施設の拡充を望む。
- ・放課後児童クラブ育成及び支援…利用児童数の増加に伴い、狭あい化を解消するために津市公共施設等総合管理計画に基づき幼稚園や学校施設の活用が広がりつつあるが、子どもの人権に配慮された居場所となるように、施設面の改善だけではなく、職員・支援員の確保や研修の充実にも努められたい。

まとめ

今年度も子どもの人権に関わる多くの事業が実施される中で、以前の取組を踏襲しているだけの事業もみられたが、母子保健事業では、改善を重ねて充実した取組になっていることを評価したい。

また、子どもの権利に関わる全ての事業は、子どもの主体性を大切にして、子どもの権利意識を醸成し擁護するものであるという目的を念頭に進められたい。

2 今後の取組についての提言

子どもの人口は年々減少しているが、いじめ、自死、不登校は増え続けている。また、児童虐待通報も増加し続けており、子どもの虐待死の報道も後を絶たない。多くの子どもたちが生きづらさを抱えて、それを誰にも相談できないでひとりで抱え込んでいる現状から、改めて子どもの育ちを地域社会で見守ることの重要性を感じている。保護者が孤立しない子育て環境を整え、子どもたちが地域との関わりの中で多様な価値観に触れながら育つことができるように、さまざまな施策を講じることが求められている。津市にも多くの子育てが困難な要支援家庭があるが、子どもの基本的人権が守られ、子どもの主体性が大切にされる社会に変えていく必要がある。

令和5年4月に「こども基本法」が施行され、子ども施策の大きな転換期となっている。津市においても、子どもたちの声を反映した「津市こども計画」の策定が進められているが、あらゆる施策に子どもの権利保障の網掛けができる「津市子どもの権利条例」が制定されることを切に切に望む。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：女性の人権
■評価ランク：D（あまり進まなかった）

1 取組の評価

- ・職場等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の実施…年10回開催の小中学校長会及び三重県教育委員会等からの通知や諸研修会において、ハラスメント防止と、教職員の服務規律遵守を徹底するよう注意喚起を行っているとは報告されている。また、各校においても、コンプライアンスミーティング^{※13}の取組が広がりつつあり、学校教育課職員が出向いて講師をつとめるなど、学校現場での意識も向上している点は評価できる。教職員から児童生徒へのセクシュアル・ハラスメント防止については、アンケートを実施のうえ、訴えがあった場合には、管理職等が丁寧に聞き取りを実施し、本人、保護者への適切な対応を行ってほしい。
- ・教職員等の男女共同参画意識高揚と研修の充実…男女格差をはじめ、今日の社会状況において女性が置かれている厳しい現実を踏まえ、教職員の女性の人権に対する意識を高めるために、令和4年度に引き続き令和5年度も、夏季休業中の人権ステップ・アップ講座にて「女性の人権にかかわる講座」を実施しているが、より多くの教職員が参加できるよう開催方法と講師の選定を工夫されたい。日本のジェンダーギャップ指数^{※14}が世界でも依然として低いままである現実や、母子家庭など社会の中で生きづらさを感じさせられている女性の実際の声など、社会の中にある意識や仕組みにより、女性の自立が阻まれていることを意識できるような講座の開催を今後も続けてほしい。
- ・各々の能力及び経験等に応じた職員の配置及び職域の拡大…令和6年4月1日付け新規採用者において、女性職員の割合は約60%になった。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組としては、令和6年4月1日付け人事異動において、課長級以上の女性職員の割合が16.4%に上昇したが、まだ十分とはいえず、少なくとも国の目標値である30%を超えるまでは、これまで以上に積極的な女性管理職の登用に努められたい。
- ・審議会等への女性の登用促進…令和6年3月31日時点で71の附属機関のうち女性委員の占める割合は、25.8%（259人/1,002人）となっている。女性の登用率が40%を超えるよう早急な対応や働きかけを期待する。審議会委員等の選出にあたっては、各種団体等に対して積極的に女性の推薦を依頼してもらっているが、審議会によっては推薦依頼団体の構成員上、男性が推薦される場合が多く、選出方法の見直しが急務である。
- ・相談事業の充実…市民を対象として夫婦・親子の関係、生き方など身の回りのさまざまな問題に対して相談事業を実施し、弁護士・専門カウンセラーによる電話・面談での無料相談を行い、問題解決に向けた支援を行っていることは評価できる。
- ・妊娠・出産・育児にかかわる母子保健事業の充実…安心して妊娠・出産・育児ができ、次代を担う子どもたちの心身の健全な発育、発達を図るため、必要に応じた産後ケアや育児支援を行っていることは評価できる。

まとめ

女性の人権についてさまざまな事業が行われていることは評価できる一方で、課長級以上の女性職員の割合、審議会委員等に占める女性の割合は共に低く、女性登用に向けた一層の努力が必要である。取組状況から課題・問題点を把握し、今後の事業予定につながるような一層の工夫や努力を望む。

2 今後の取り組みについての提言

日本国憲法や世界人権宣言は男女の同権・平等を定め、女子差別撤廃条約は社会のさまざまな場面における女性差別の禁止を求めている。男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな取組が進められているが、今後はより、積極的に取り組むべき課題、社会情勢の変化により生じた新たな課題に対応すべく、女性の人権施策を進めて欲しい。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：障がい者の人権

■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・総合的な学習等における障がい者理解の教育推進…総合的な学習の時間等において、障がい者やその支援活動を行っている地域の人々をゲストティーチャーとして招き、話を聞いたり、車椅子体験や白杖を使った歩行体験などの疑似体験を令和2年度から継続して行っている。これにより、児童・生徒は障がいのある人への理解を深め、共生の視点から学ぶことができ、誰もが安心して暮らせる社会にしたいという思いを持つことができた」と報告されており評価できる。また、いくつかの学校で実践した車いすバスケットボールの体験からは、障がいの有無にかかわらず一つの活動と一緒に楽しむことの価値を感じ、障がいについて考え、自分にできることを見つけようという気持ちを持つことができた」と報告されており、取組の成果がうかがえる。今後もこの気持ちを大切にしていきたい。
- ・特別支援教育研修…「特別支援教育研修」とは、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。取組状況に共生社会の担い手を育む「交流及び共同学習」について理解を深める機会を増やすことができた」と報告されているので、そのことを大切に次年度に活かすことを期待する。
- ・障がい児保育事業…障がい児保育とは、障がいのある子どもに必要な支援をしながら保育することで、主に保育所や児童発達支援施設などで行われる。令和4年度の課題・問題点として、特性を持つ子どもが、さまざまな事業所の多様化する福祉サービスを利用することが増え、保育施設も正しい理解のもと情報共有をすることが必要になっていることが挙げられており、医療的ケア児受け入れに向けて、知識及び専門的な保育の質の向上が求められることが報告されている。障害福祉サービスを利用する障がい児及び学習上又は生活上特別な支援が必要な小・中・高等学校等に在籍する発達障がいなどがある児童生徒等に対して、各自治体においては、教育と福祉に関する部局など関係機関が連携して支援することが求められている。今後の事業予定に「医療的ケア児の入所希望が増えることが想定され、相談の方法などスムーズな受け入れのための準備に努めます」と記載されていることから期待する。
- ・訪問指導事業…保健師が保健指導をする対象者は、赤ちゃんから高齢者までその地域の住民全員となる。保健師が地域住民の健康を守るために、疾病や介護の予防、子どもの発達の把握のため、繰り返し訪問指導を行い、健康問題を解決していく手助けをしていることは評価できる。取組状況によると、保健師等が本人及び家族、民生委員、地域包括支援センターや医療機関等からの相談により各家庭を訪問し、特に精神的な不安を抱える人や引きこもりなどの社会生活に不安を持つ人、介護等複合的な問題を抱えている家族に対して、関係機関と連携し改善策を共に考えていることが報告されており、重要な取組である。各地域包括支援センターと保健センターの地区担当者が互いの研修会に参加し研鑽に努め、地区活動を通じそれぞれの特性を活かし、さらなる連携の強化に努めてもらいたい。
- ・障害者差別解消法の啓発等…いわゆる人権三法のうちの一つである障害者差別解消法について、職員への周知は研修等を通じ広まっているが、市民に対して周知・啓発を行い、意識を高めていく必要がある」と課題・問題点に挙げている。障害者差別解消法の改正により、令和6年からこれまで民間の事業者の「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体などと同様に「義務」（法的義務）とされることから、市民への啓発は必須である。今後の事業予定に明記されたい。

まとめ

障がい者の人権についてはさまざまな施策が実施されている。取組状況から課題・問題点を把握し、今後の事業予定につながるよう一層の工夫や努力を望む。

2 今後の取組についての提言

障がいのある人が日常生活や社会生活を営むには、さまざまなバリアがある。各施策の前年度までの取組状況や目的、達成度に大きな影響があった課題・問題点を捉え、要因について分析等の評価を行うとともに、その評価結果に基づいて次年度の施策の方向性や施策目的の達成手段である事業の改善方針を考え、施策及び施策を構成する事業について一体的に進捗を図ることが必要である。障がいのある人も、ない人も同じく尊厳のある生活を送れる社会をめざし取り組まれない。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：高齢者の人権

■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・地域支援事業…高齢者がいつまでも自分らしく生活できるように実施している元気アップ教室及び認知機能アップ教室については、多くの人が必要とする良い取組である。一方で事業概要に成年後見制度のことが挙げられているが、取組状況にその記載が一切ないため、成年後見制度利用支援事業への取組状況について報告されたい。
- ・シルバー人材センター運営事業…働く意欲のある高齢者が、これまで培ってきた豊富な経験や知識、技能を発揮し、利用者のニーズに対応できるよう人材育成のための講習を行い、令和5年度は会員934名、契約件数約7,056件の実績がある。顧客満足度調査を年1回実施し、利用者の満足度が高いことや仕事をした高齢者の生きがい支援となっていることは評価できる。
- ・配食サービス事業…調理困難な高齢者等（令和5年度は4,012名）に栄養バランスのとれた食事を届けることにより、利用者の安否確認等も行い、在宅での健康的な生活を支援したことは評価できる。さらに、配食事業所の確保及び配達可能エリアの拡大に努められたい。
- ・高齢者学級の開設…概ね60歳以上の人を対象に生きがいづくり、健康づくり等、さまざまなテーマを学習する講座として69講座を開催し、1,506人が参加した。また、総務省のデジタル活用支援推進事業を活用したスマートフォン講座も開催し、非常に好評である。デジタル活用が苦手な高齢者も多いため、インターネット等の情報通信技術を利用できる人とできない人の格差がなくなるよう努めてほしい。
- ・避難行動要支援者に対する個別計画の作成促進…避難行動要支援者3,257名に「個別避難計画確認書」を送付し意向を確認した結果、579名から「自ら避難することができないため、誰かの支援を希望する」との回答があった。支援希望者の避難支援等実施者としてまずは自治会、自主防災会に検討を依頼するとともに、防災の意識をさらに高め、令和7年度までに運営計画の具体化がなされることを期待する。
- ・大型家具等ごみ出し支援事業…大型家具を壊して一時集積所まで運ぶことが困難な世帯（要支援1以上の方、障がい者、又は75歳以上の高齢者のみで構成されている世帯）が、生活スペースを確保することで豊かな生活ができるよう、職員が直接世帯宅まで収集に行き、実績件数656件、収集した大型家具等1,676点にまで事業内容を拡大させたことは評価できる。日常のごみ出し支援を求める声もあり、令和6年度より実施されるとのことであるため、円滑な運営に期待する。

まとめ

高齢者が安心して生活できるよう、各事業が課題、問題点等を改善すべく工夫しながら取り組まれていることは評価できるが、事業の継続だけでなく更なる創意工夫を重ね、高齢者にとってより利用しやすい事業となることを期待する。

2 今後の取組についての提言

認知症の行方不明者が増え、全国で問題になっている。津市においても高齢者向けの講座「元気アップ講座、認知機能アップ教室、高齢者向けのスポーツ教室」等、フレイル^{※15}予防のための事業を包括支援センターや保健センター等とも連携して、地域全体で取り組まれない。さらに、一人暮らしで認知症のある高齢者の見守りと迅速な支援に向けての体制整備にも期待する。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：外国人の人権
■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・外国人住民の生活相談…新型コロナウイルス感染症の影響を受けたニーズが減ったにもかかわらず、約7,000件の相談件数があるのは、担当職員の努力の積み重ねの結果であると思われる。相談窓口に対する信頼は重要であるため、今後も市民に寄り添う窓口であり続けられるよう、努力を続けられたい。
- ・ごみ排出マナー啓発事業…ごみ分別アプリ「さんあ〜る」は多言語で利用でき好評である。さらに利用者を増やすために、多言語で発信している津ニュースレターに常時QRコードを掲載することも検討されたい。転入窓口での外国語版のごみ収集日程表の配付が一時なされなくなっていたが、近年は配布されており、これを継続されたい。
- ・学校へ行こう！in 津市…就学や進学に対する不安を取り除くために必要な取り組みである。近年学校を会場に行われており、子どもたちは具体的なイメージを得られやすい。先輩からの話や経済的な支援の情報等、有益な内容が盛り込まれている。今後も参加者数が増えるよう工夫されたい。
- ・ホームページ整備運用事業…翻訳ボタンがトップページにリンクされているため、関連ページを探すのが困難である。当該ページの翻訳ボタンをクリックしたらそのページの翻訳がなされるような改変を望む。
- ・日本語教室…教育を受ける権利を実質的に保障するために行われている日本語教室が、ボランティア頼みによって運営されているのは望ましい状態ではない。予算措置がなされるよう働きかけをされたい。
- ・母子保健事業…さまざまな文書等の多言語化、在留資格を逸した人が予防接種や乳児検診の機会を逃すことがないような配慮等、きめ細やかな対応を行おうとしていることは評価できる。今後もこれらの配慮を続けられたい。
- ・多文化共生事業・地域防災情報通信システム整備事業・避難所標識等設置事業…能登半島地震の際、一人暮らしの外国人住民においては、発生直後に震源地が分からない割合が非常に高かった。これまでに行われてきた取り組みに加えて、地震発生時の情報の得方についての周知が必要である。

まとめ

当事者に寄り添った相談やきめ細やかな対応等が日常的に行われていることは評価できる。今後も努力を続けられたい。

外国人の人権に関わる事業には、専門性が必要となる場合が多い。ボランティア頼みの事業は、そのあり方の検討を行われたい。

2 今後の取組についての提言

外国人住民の中には、正しい情報を得ることができず、「生活保護を受給したら永住資格が取り上げられる」「見相に子どもを預けたら二度と子どもは帰ってこない」「生活保護を受給したら働けなくなる」等、誤った情報を信じている場合が少なくないことから、正しい情報の発信に努められたい。

在留資格を持たない外国人の家族のうち、子どものみに在留資格が与えられるケースが何例か生じている。子どものみの住民登録も可能であり、本市で子どものみの住民登録が申請された場合、子どもの持つ権利が行使され、適切な対応がなされるよう関係部署に周知されたい。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：さまざまな人権課題・その他の人権

■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・犯罪被害者等支援事業…津市犯罪被害者等支援条例を津市のホームページ、広報紙で市民に周知し、また、犯罪被害に遭われた方やその家族に寄り添った支援をしていただきたい。
- ・人権啓発推進事業…「津市人権施策基本方針」の見直しで、ハラスメント、性的指向・性自認、災害と人権、貧困問題、自殺問題、北朝鮮当局による拉致問題の6項目が人権課題として基本方針に追加された。北朝鮮当局による拉致問題のポスターは人権課や各総合支所窓口に掲示していただいた。各項目について市民人権講座で取り上げていただきたい。
- ・応急診療所管理運営事業…津市内3箇所の応急診療所は発熱、腹痛、下痢等の応急対応を休日にしていただけるのは助かる。小児に関しては、保護者の不安軽減にもつながる。また24時間365日、医療だけでなく、健康・介護・育児・メンタルヘルス等を医師、看護師、保健師に相談できる電話相談「津市救急・健康相談ダイヤル24」は評価できる。今後も継続していただきたい。
- ・差別事象への対応…関係機関と連携し速やかに対応し、教職員には差別をなくそうとする行動力が身につく人権研修をしていただきたい。
- ・多様な性に関する啓発…職員へのDVD研修や市民人権講座を開催したことは評価できる。
- ・生活保護事業…プライバシー保護に配慮しながら、相談者に寄り添った対応をしていただきたい。また、外国人からの相談は多言語機能のタブレットを使用し、意思疎通を図っていただきたい。
- ・生活困窮者自立支援事業…相談者それぞれ状況が異なるが、関係機関と連携しながら自立を支援するような助言をしていただきたい。
- ・人権意識調査…第7回市政アンケートの結果に基づく問題点を各課で把握し、今後の事業に役立てていただきたい。なお、次回の市民意識調査に向けて、人権課題を整理し質問項目等について検討をすすめていただきたい。
- ・SDGs^{※16}関連事業…基本施策、分野別施策にロゴを掲示することは、「誰一人取り残さない」ことや「すべての人々の人権を尊重する」ことを意識することに繋がるので評価できる。

まとめ

性的指向・性自認についての市民人権講座の開催や、職員人権研修で性の多様性のDVD視聴、北朝鮮当局による拉致問題のポスターの掲示等を行ったことは評価できる。今後は他の項目についても人権啓発事業を進めていただきたい。

2 今後の取組についての提言

犯罪被害者等支援条例の意義や犯罪被害者及びその家族の支援についての理解を市民へ周知していただきたい。また、日本には約10%の性的マイノリティ^{※17}に属する人がいて、生きづらさを感じている人がいることを、広報紙を通じて市民に啓発していただきたい。さらに、HIV感染者・エイズ^{※18}患者、ハンセン病^{※19}元患者、難病患者、刑を終えた人・保護観察中の人、アイヌの人びと等の人権課題を広報紙「人権だより」「シリーズ人権」で紹介し、また、「津市人権施策基本方針」で追加された6項目に関しても、担当課と連携しながら市民人権講座を開催するなど啓発を推進していただきたい。

今後の取り組みを期待している。

用語解説

※1 人権文化クリエイター

広域性・地域性に対応した人権教育を推進するために教育委員会や教育事務所に配置される指導主事のこと。

※2 ユニバーサルデザイン（略称 UD）

普遍的（ユニバーサル）なデザインのことで、誰もが使いやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事、情報等をデザイン（計画・実施）していこうとする考え方。

※3 部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴い差別の状況が変化していることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として、平成28（2016）年12月16日に施行された法律。部落差別の解消に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等を定めている。

※4 学級支援サポーター

児童生徒の不登校や問題行動の予防・早期発見・早期解決のための相談業務を行う市の特別職、非常勤、嘱託職員。

※5 スクールカウンセラー

学校に配置され、専門的な立場から児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う市から委嘱を受けた特別職。主に臨床心理士や学校心理士などの資格を有する。

※6 スクールソーシャルワーカー

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図るためのコーディネーター的な存在。教育と福祉の両面で専門的な知識・技術を有し、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等を有する。

※7 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28（2016）年4月1日に施行された法律。国・地方公共団体等や、会社などの事業を行う者に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、障害のある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思を伝えられた場合における合理的配慮の提供を定めている。

※8 タガログ語

フィリピンの公用語（フィリピンの公用語は英語とタガログ語）。

※9 ハイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）

本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動の解消に向けた取組について、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本的施策を推進することを目的として、平成28（2016）年6月3日に施行された法律。相談体制の整備や教育の充実、啓発活動等を基本的施策として定めている。

※10 性的指向

恋愛または性愛がいずれの性別を対象とするかをいう。

※11 性自認

自己の性別についての認識。

※12 障がい者のための国際シンボルマーク

障がいのある人々が利用できる建築物や施設であることを示す世界共通のマーク。



※13 コンプライアンスミーティング

従業員や組織が法令や規律などの違反をすることを防ぐために実施される研修のこと。

※14 ジェンダーギャップ指数

世界経済フォーラムが発表している各国における男女格差を測る指数の一つで、経済、政治、教育、健康の4分野14項目の要素から構成されている。2024年6月発表時点で、日本は146カ国中118位。

※15 フレイル

年を取って体や心の働き、社会的な繋がりが弱くなった状態のこと。フレイルを放置すると要介護状態になる可能性があることから、フレイルに早めに気づき、適切な取組を行い、その進行を防ぐことが重要とされている。

※16 SDGs（Sustainable Development Goals の略）

平成27（2015）年の国連サミットで採択された持続可能でよりよい世界をめざす国際目標。すべての人が将来にわたって平和で豊かな生活を送れるように、令和12（2030）年までに世界を経済、社会、環境のバランスの取れた社会へと変革することをめざす。

※17 性的マイノリティ

レズビアン（同性を恋愛や性愛の対象とする女性）、ゲイ（同性を恋愛や性愛の対象とする男性）、バイセクシュアル（同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人）、トランスジェンダー（出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人）等、性のあり方が少数派の人々を広く表す総称。

※18 エイズ

後天性免疫不全症候群（Acquired immunodeficiency Syndrome）の略。ヒト免疫不全ウイルス（human immunodeficiency virus：HIV）が免疫細胞に感染し、免疫細胞を破壊して後天的に免疫不全を起こす症状。

※19 ハンセン病

らい菌により末梢神経と皮膚が冒される感染症。遺伝病ではなく、感染力の弱い病気ではあるが、治療法がない時代は、顔面神経麻痺や指先の欠損、変形などの後遺症が残ることがあった。昭和18（1943）年に特效薬が開発されたが、平成8（1996）年の「らい予防法」廃止まで90年間も隔離政策が続けられた。

津市人権施策審議会委員名簿

令和6年4月1日現在

氏 名	所属団体・職名
青木 幸枝	多文化共生ネットワーク エスペランサ代表
伊藤 好幸	公募委員
岩崎 良子	津市老人クラブ連合会元副会長、元女性部長
片岡 福生	津市身障者福祉連合会会長
金子 誠子	公募委員
川口 節子（副会長）	元三重県教育委員会委員長
北村 弘和	三重県児童養護施設協会監事 児童養護施設なみしろ施設長
楠本 孝（会長）	元三重短期大学法経科教授
佐藤 ゆかり	公募委員
鈴村 圭子	津市人権・同和教育研究協議会会長代行、副会長
高鶴 かほる	津市手をつなぐ親の会連合会会長
谷口 美子	津子どもNPOセンター事業担当者
長島 りょうがん	公募委員
濱本 浩暢	津地方法務局人権擁護課課長
原田 朋記	公益財団法人 反差別・人権研究所みえ調査・研究員
古川 和也	津市民生委員児童委員連合会副会長
前川 正和	津人権擁護委員協議会委員
山口 登	連合三重津地域協議会事務局長

（50音順、敬称略）